

すみれ野自治会における防犯カメラの設置及び管理・運用基準

1 目的

この基準は、「すみれ野自治会」が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者

- (1) すみれ野自治会は、防犯カメラ等の適切な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
- (2) すみれ野自治会は、防犯カメラの取り扱いを行わせるため、防犯カメラ等取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定することができる。
- (3) 管理責任者は、他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、その責任において誠意をもって対処するものとする。

3 管理責任者等の責務

- (1) 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の画像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。
- (2) 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4 防犯カメラ等の運用

防犯カメラは、次に定めるところにより運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないように管理し、画像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。
- (4) 管理責任者等による画像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合にとどめること。

5 記録した画像等の管理

画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）は、次に定めるところにより、管理されなければならない。

- (1) 画像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) 記録媒体を施錠できる保管庫の場所に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合はこの限りでない。
- (4) 画像記録の保存期間は1ヶ月以内の期間とし、当該保存期間を経過した後は、確実な方法により速やかに画像を消去し、又は記録媒体の破碎等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査の目的に要請を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 画像及び記憶媒体に不正利用、外部流出又は改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

6 画像及び記録媒体の提供の制限

画像及び記録媒体の内容は、第三者にこれを提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。